

聖籠町老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月十二日

聖籠町長 渡邊廣吉

聖籠町条例第九号

聖籠町老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町老人医療費助成に関する条例（昭和五十七年聖籠町条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「高齢者医療確保法第六十七条第一項の規定の例により算定した額及びその他同法第五十条の規定による被保険者が同法の規定により負担すべき額に相当する額（町長が、同法第六十九条第一項各号の規定の例による措置を採る場合は、当該措置が採られた場合の額をいう。以下「一部負担金」という。）を「医療保険各法に定める七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合の規定の例により算定した一部負担金の額及びその他医療保険各法による被保険者が医療保険各法の規定により負担すべき額に相当する額（保険者が医療保険各法の規定の例により一部負担金の減額等を行う措置を採る場合は、当該措置が採られた場合の額をいう。）（以下「助成後の一部負担金」という。）」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 助成後の一部負担金が医療保険各法の規定の例により高額療養費の支給要件に該当する場合には、医療保険各法の規定の例により算定した高額療養費（七十歳に到達した者に係る高額療養費をいう。）に相当する額。この場合において、助成後の一部負担金は自己負担金を超えることはできない。

第七条第二項中「一部負担金」を「助成後の一部負担金」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の前に行われた医療に係る老人医療費の助成については、なお従前の例による。

3 改正後のこの条例の規定は、施行の日以後に対象者として認定される者について適用し、この条例の施行の際現に対象者として認定される者(施行の日以後に条例第三条の要件に該当しなくなつた者で、その後新たに該当することとなつた者は除く。以下「経過措置対象者」という。)については、なお従前の例による。

4 経過措置対象者であつて、七十歳に達する日の属する月の末日において現に対象者として認定されている者については、同日後もこの条例による改正前の聖籠町老人医療費助成に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定を適用する。この場合において、旧条例の適用については、旧条例第三条第一号及び第二号に「七十歳に達する日の属する月の末日までの者」とあるのは「高齢者医療確保法の規定により同法の医療を受けることができ、その日の前日までの者」と読み替えるものとする。